

「被保険者証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」 の更新時期です

被 保 険 者 証

村の国民健康保険の被保険者証（保険証）は、最大1年ごとの更新で、毎年7月31日までが有効期限となっています。8月1日から使用する保険証を7月中に簡易書留郵便で郵送しますので、枚数や氏名などをご確認ください。

有効期限は平成29年7月31日となりますが、有効期限内に高齢受給者証の対象になる方（70歳到達）や、退職者医療制度に該当している人は、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

■限度額適用・標準負担額減額認定証を病院窓口で提示されると

一医療機関・一診療科での医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなるため、医療機関窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。（入院時の食事代・室料などは含まれません）

さらに、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額になります。

■対象となる人

- ・70歳未満の人
 - ・70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯の人（課税世帯の人は対象となりません）
- ※保険料に未納がある人……国民健康保険税の滞納がある人、収入の確定申告をしていない人は認定証の発行ができないことがあります。

■申請に必要な物

- ・国民健康保険証
- ・印鑑

■限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限について

「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年7月31日までとなっています。8月1日以降必要な方は再度申請をしてください。

